

参考 1

1. 中国・四国支部会員数 (1999年度日現在): 497
A (238): 岡山県 (114), 鳥取県 (11), 島根県 (39), 山口県 (64)
B (135): 愛媛県 (45), 香川県 (18), 徳島県 (41), 高知県 (31)
C (124): 広島県
2. 日本数学会の正会員の代表として代議員をおく (日本数学会定款第19条)。
3. 日本数学会に評議員をおく (定款第21条)。
4. 評議員, 代議員の任期は1年。ただし再任を妨げない (定款第22条, 細則第15条)。
5. 支部評議員は次期支部評議員候補者名を11月上旬の定められた日までに選挙管理委員会に通知する (細則第11条2項), また次期代議員候補者名を1月の定められた日までに選挙管理委員会に通知する (細則第14条1項)。
6. 役員, 評議員および代議員を民法上の社団法人日本数学会の社員とする (定款第29条)。
7. 総会の議事は社員の過半数以上が出席しなければ開くことが出来ない (定款第42条)。

参考 2 (中国・四国支部総会議事録記載事項)

1. 1972年度より支部評議員3名
2. 1974年度, 1975年度議事録に評議員選出方法について記載
1974年度: 広大1, 支部会開催校1, 四国1
開催校が四国のときは四国が2とならないよう考慮
1975年度: 四国1を原則とすることが承認された
3. 1986年度: 岡山理科大学と鳴門教育大学の支部例会開催校への加入
4. 1999年度: 2001年度支部会開催予定校鳥取大学より, 大学改革により教養部および教育学部の数学教室が無くなり支部開催が困難なので次に予定されてる大学へまわして欲しい旨の申し入れがあり, 支部総会にて了承された。